

連合大阪 2009 春季生活闘争方針（その1）について

「連合大阪 2009 春季生活闘争方針」の扱いについては、「方針の骨格は本部方針を基本とするが、大阪的な状況を勘案し、独自の行動、取り組みを行う」ことが、第14回三役会で確認されました。

それを受け、以下の通り提案いたしますので、ご確認ください(実線囲みは大阪的な取り組み、認識の部分。それ以外は本部方針)。

I. はじめに

サブプライムローンに端を発した米国の金融危機が、世界経済全体の落ち込みに大きな影響を及ぼしている。日本経済も世界経済の減速などにより、外需は減少、内需は原材料価格の高止まりや家計改善の遅れから低迷し続けている。さらに大阪府立産業開発研究所が発表した最近の雇用情勢(2008年11月)でも「大阪経済は弱い動きが続いている」とされている。

こうした状況の中、わが国の賃金の状況(「民間給与の実態」：国税庁)は、1997年度から10年間のうち9年間で減少し、その結果2007年度水準は1997年度より6.4%も低下している。労働分配率は6年連続で低下、一方で消費者物価は原油価格をはじめとする輸入物価の高騰から、前年比2.1%の上昇となった。

さらに雇用状況は、失業率が全国3.6%(2007年7月)、近畿4.1%(同年8月)まで改善されたが、景気後退とともに全国4.2%(2008年8月)、近畿4.9%(同年同月)となり、有効求人倍率も全国0.84倍(2008年9月)、大阪0.87倍(同年10月)にまで低下した。

また非正規労働者の全国で35.5%(「2007年就業構造基本調査」：総務省)に達しており、大阪府は38.6%と全国第3位の高割合となっている。このような不安定就労の実態が多い中、さらに景気後退の波を受けて、非正規労働者を対象に雇用調整が行われ、雇止めはもちろん急な契約解除も行われている。加えて一部企業では正規労働者にも雇用調整が行われている。

また、労働時間に関して、正規労働者で週60時間以上働く人の割合は、男女15.6%となっている(「2007年就業構造基本統計調査」)。さらに男性の場合、各年齢層とも長時間労働の傾向が強くなっているが、なかでも20歳代後半から40歳台前半までの層は、週60時間以上働く人の割合が20%を超えており、「ワーク・ライフ・バランス社会」の実現にはほど遠い現実となっている。

このような状況を脱するために、今こそ「効率と競争最優先の価値観」から「公正と連帯を重んじる社会」へ、また「安定した雇用システム」や「安心できる社会保障の仕組みの再構築」、「内需主導型の経済システム」へ大きく方向転換を図らなければならない。

そこで連合・連合大阪は、2009春季生活闘争を「マクロ経済を内需型経済」へ転換し、

国民の不安を解消して豊かで安心して生活できる「総合生活改善」と位置づけ、物価上昇分に見合うベアも含めて「賃金引き上げこそ最大の景気対策」との認識の下、賃金を含めた労働諸条件の改善や格差是正に向けての取り組みを行う。

厳しい状況ではあるが、すべての構成組織、地域組織、加盟組合(単組)がともに力を合わせて、組合員はもちろん府域の全労働者の期待にこたえていこう。

II. 2009 春季生活闘争の基本的な枠組み(「連合方針」基本)

1. 2009 春季生活闘争の役割と基本スタンス

(1) 配分の歪みから所得格差の拡大、二極化が進展し、内需の中心となる個人消費は低迷したままとなっている。物価が大幅に上昇する中で実質賃金の低下を放置しておけば、さらに個人消費は落ち込み、日本経済は益々悪くなることは必至である。外需が落ち込みを見せている今、内需の拡大を促し、実質生活を確保するためにも、物価上昇を踏まえた取り組みを強化していく。

同時に、これ以上の景気の悪化を防ぎ、企業倒産と失業を増やさないためにも、2009 春季生活闘争を、景気の回復と生活防衛のための取り組みと位置づけ、連合の総力をあげて闘争を推進する。

(2) 連合は、これまで取り組んできた格差社会からの脱却のための運動を継続・強化するとともに、分配の歪みの是正に向け社会的な分配のあり方に労働組合として積極的に関与していく。

(3) とくに、非正規労働者や中小企業労働者の格差是正を伴う賃金の引き上げが不可欠であり、すべての労働者の処遇改善に向けて取り組みを強化していく。そのためにも、法定最低賃金につながる企業内最低賃金協定の締結拡大と水準の引き上げに向けた取り組みを強化する。

(4) 賃金改善(賃金引き上げ)について企業に求めていく一方で、政府に対しても財政金融政策や税制度の見直し、雇用のセーフティネットの整備など、生活に直結し雇用を守る政策面の取り組みを従来以上に強めていく。

2. すべての組合が取り組むべき課題(ミニマム運動課題)

(1) 賃金カーブ維持分を確保したうえで、消費者物価上昇に見合うベアに取り組む。

(2) パート労働者なども含めた全従業員を対象に、賃金をはじめとする待遇改善に取り組む。

(3) 賃金の底上げをはかるため企業内最賃協定の締結と、その水準を引き上げる。

(4) 長すぎる労働時間を是正するため総実労働時間の短縮をはかる。

(5) 時間外・休日労働の割増率の引き上げに取り組む。

III. 具体的な労働条件の要求と取り組み

1. 賃金改定の要求と取り組み

(1) 賃金改善（賃金引き上げ）の考え方

- ①賃金カーブ維持分を確保したうえで、物価上昇（2008年度の見通し）に見合うベアによって、勤労者の実質生活を維持・確保することを基本とし、マクロ経済の回復と内需拡大につながる労働側への成果配分の実現をめざす。
- ②中小・下請労働者の格差是正、非正規労働者の処遇改善や正社員化に向けて産別の指導のもと取り組みを展開する。

(2) 賃金水準重視の取り組み

- ①賃金水準の社会化の実現という賃金闘争の本来の考え方に立ち戻り、賃金水準（絶対額）を重視していく。
- ②また、労働組合の要求内容や妥結内容が組合員に見えやすくすると同時に、産別間の相互理解を進めるうえからも、賃金水準重視を踏まえた賃金改善の概念について整理していく。
- ③生活の基礎である月例賃金を最優先した闘争を推進し、年間収入の維持・向上に努めるものとする。

(3) 連合「賃金指標」の策定

- ①連合は、産業・企業の賃金の水準、実態について相互比較ができる「賃金指標（高卒35歳標準労働者）」をベンチマークとして作る。これに基づき、産業・企業と比較した賃金の位置づけを明確化し、産業間格差の是正や中小組合の体系整備・格差是正等の取り組みを推進していく。
- ②連合「賃金指標」にもとづき、各産別・単位組合はより「賃金の絶対水準を重視していく」取り組みをすすめる。
- ③地方ブロック別にも「賃金指標」を提示し、地域ミニマム運動との連携をはかりながら、地域における水準の比較と引き上げに向けた運動を推進する。

(4) 18歳高卒初任給の参考目標値 … 164,000円

産別方針を踏まえ、初任給の決定に対して積極的に関与していく。

(5) 賃金改善（賃金引き上げ）の情報開示について

社会的メカニズム機能をより発揮するため、各産別は賃上げ額とその賃金水準の明示・開示に責任を持つ。

2. 中小・地場組合の賃金改善、闘争支援

(1) 賃金水準改善のための水準値

賃金水準の回復と底上げには、上げ幅だけではなく高さで測る実態賃金の水準を引き上げることが重要である。組合員の賃金水準の低下を防ぎ改善をめざす取り組みとして、到達すべき（しているべき）水準値を参考指標とし設定する。

加えて、地域におけるミニマム水準（地域ミニマム賃金）は、地方連合会が設定する。

①到達すべき水準値（参考）

25歳	185,000円	(5,000円)	} 1年1歳間差 3 -
30歳	210,000円	(6,000円)	
		(5,000円)	

35歳 240,000円

40歳 265,000円

②産別や地方連合会方針、地域の賃金水準などを踏まえ、各単組における賃金分析結果に生活維持分（物価上昇分）を加え、それぞれが、あるべき単組の賃金水準の目標を設定する。

(2) 賃金引上げ要求目安

賃金カーブ維持分に加え、物価上昇をベースアップに含めた生活維持分の確保に重点を置いた要求目安とする。

また、三段積み上げ方式とし、賃金改善分を二段目および三段目とする。

①賃金カーブの算定が可能な組合

1 段目 … 賃金カーブ維持分 — 単組賃金分析結果より算出

2 段目 … ベースアップ分 —— 物価上昇見合い分

3 段目 … 格差是正分 ———— 経済成長分や産別・地方連合会等の方針を踏まえ、単組の事情により設定する。

②賃金カーブの算定が困難な組合

9,000円以上とする。

なお、賃金カーブ維持分4,500円を含む。

参考 2008 春季生活闘争 平均賃金方式 賃金改定集計(連合集計・大阪部分)

業種別	集計組合		組合員 1 人あたり平均 (加重平均)					
			2008要求		2008回答		2007実績	
	組合数	人員	金額	率	金額	率	金額	率
製造業	296	90,300	7,544	2.60	5,918	2.01	6,064	2.09
商業流通	40	29,387	6,656	2.36	5,565	1.95	5,340	1.90
交通運輸	25	49,904	8,398	2.63	4,604	1.47	4,396	1.36
その他	54	40,406	7,546	2.48	5,407	1.58	5,434	1.59
計	415	209,997	7,564	2.55	5,458	1.79	5,448	1.82

労働エンタリー組合	集計組合		組合員 1 人あたり平均 (加重平均)					
			2008要求		2008回答		2007実績	
	組合数	人員	金額	率	金額	率	金額	率
製造業	244	16,726	7,041	2.74	4,987	1.95	4,848	1.87
商業流通	20	2,108	5,667	2.16	4,329	1.67	3,763	1.63
交通運輸	15	2,009	6,480	2.84	2,630	1.39	2,440	1.34
その他	35	3,412	7,546	2.89	5,194	1.99	5,233	2.04

大阪府調査

08 春闘の結果として、大阪府調査では賃金改定を要求した組合数が 952 組合 (昨年 937 組合) で、妥結組合数は 706 組合 (昨年 757 組合) となっており、妥結額は加重平均で 5,739 円 (対前年比 236 円増、4.3%増) 賃上げ率 1.89% (対前年比 0.04 ポイント増) となった。また企業規模別妥結状況は、

「300 人 未満」が 4,887 円 (対前年比 70 円、1.4%減)

「300～999 人」が 5,523 円 (対前年比 93 円、1.7%増)

「1000 人以上」が 5,936 円 (対前年比 324 円、5.8%増) となっている。

(3) 中小組織、未加盟組織との共闘と支援

- ① 中小共闘センターでの情報交換とともに、社会問題となっている派遣切り等の雇用調整が行われつつあることに対し、(非正規労働者を含めた)雇用の確保を重点にした中小方針の補強を検討する。
- ② モデル地域協(ワンストップサービス)を中心とした地域における連携強化。相談対応、交渉支援を行う。
- ③ 中小組合ニュースやメール情報、HPなどを活用した情報提供、相談等への参加呼びかけ。また、回答日には速報、情報の提供も行う。
- ④ 「地域ミニマム額」や「連合大阪リビングウエイジ額」の周知を行う。

3. パート労働者等の待遇改善

2009パート共闘会議は、概ね低所得者が多いパートタイム労働者の生活防衛と雇用確保を、連合2009春季生活闘争における大きな柱として位置づけ、時間給の引き上げなど処遇改善に全力で取り組むこととする。

(1) 時間給の引き上げへの取り組み

連合が掲げる「誰もが時給1000円」や、全国的な地域最賃の引き上げ、物価上昇、成果配分、正社員との格差是正等を勘案し、次の①から③のいずれかに取り組む。

① 絶対額1,000円程度

② 但し、単組が取り組む地域毎の水準については、構成組織は現状を踏まえ中期的に「連合リビングウエイジ都道府県別の水準」を上回るよう指導する。

③ 引き上げ額 … 30円程度 (引き上げ額は定昇込みの金額とする。)

(2) 組織拡大にむけた取り組み

産別と単組がこれまで以上に連携し、単組の実態把握および、それに基づく取り組み方針・ステップを明確にし、着実な取り組みによって組織拡大をめざす。

(3) 均等・均衡待遇実現への取り組み

① 労働条件や人事諸制度の均等・均衡待遇の実現にむけた取り組みは、パートタイム労働者の組織化と労働条件の均等・均衡待遇に向けた「中期的取り組み指針」(ガイドライン 連合2008年8月策定)を活用し、構成組織・単組の実情に応じて要求・要請項目を設定し推進する。また、パートタイム労働法などパートタイム労働者に関する法律が遵守されているか、点検活動もあわせて実施する。

② ガイドラインの中で重点項目を設定し、参加構成組織が連携して取り組みをすすめ最大限の成果をめざす。

○ 昇給ルールの明確化

○ 一時金の支給 … 労使や組織内において、企業業績は全ての従業員の貢献によるという確認

○ 正社員への転換ルールの明確化 … 08年闘争からの継続

○ 通勤費・駐車料金 … 08年闘争からの継続に自動車通勤用に駐車料金を加味する

○ 慶弔休暇 … 08年闘争からの継続

(4) 非正規労働者の処遇改善のための社会的キャンペーンの実施

(5) 大阪での取り組み

- ①「連合大阪パート共闘」での取り組み強化
- ②「パート労働者組織化・均等待遇実現アクションプラン」に基づく取り組みの強化
- ③パート集会の開催
- ④大阪労働局、大阪府などへ「均等待遇実現」の要請行動

4. 最低賃金の取り組み

(1) 企業内最低賃金の協定化と水準の引き上げ

- ①パート労働者を含む全従業員対象の企業内最低賃金協定の締結をめざす。その場合の水準は「連合大阪リビングウェイジ」額（時間額 870 円）以上を目標に行う。

(2) 法定最低賃金の大幅引き上げ

- ①生計費を重視し、最低限の生活が可能な最低賃金水準の実現に全力をあげる。具体的には、「連合大阪パート・最賃委員会」のもとに設置する最賃部会で検討する。
- ②最低賃金水準の引き上げのため、構成組織、地域組織を中心に団体署名を実施、集約し、大阪労働局に改定要請を行うとともに、大阪地方最低賃金審議会での審議に反映させる。さらに連合大阪の日などで広く府民に訴える

5. ワーク・ライフ・バランスの実現、労働時間短縮の取り組み

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた労働時間の短縮

ワーク・ライフ・バランスを実現するため、長時間労働を是正していく。このため、休日増をはじめとする所定労働時間の短縮、時間外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、労働時間管理の徹底など、産業の実態に合わせて取り組み、連合「中期時短方針」の目標の達成をはかるよう努める。

同時に、「働き方改革宣言」（2007年9月）を発信し職場の意識改革を積極的に進める。

(2) 中期時短方針「最低到達目標」の達成に向けた取り組み

2009年度までに中期時短方針の最低到達目標の達成に向け、今次春季生活闘争では、次の取り組みを強化する。

- ①年間所定労働時間2000時間を上回る組合は、2000時間以下とする。
- ②年次有給休暇の初年度付与日数を15日以上とし、有給休暇の取得日数の低い組合員の取得促進をはかる。
- ③時間外労働等の割増率が法定割増率と同水準にとどまっている組合は、上積みをはかる。

(3) 割増共闘の展開

割増率は、連合「中期時短方針」の目標（時間外50%、休日100%）の達成に向け、今次春季生活闘争においても共闘を立ち上げ運動を推進する。

(4) 街頭行動などでのアピール行動の実施

6. 格差是正、底上げの進め方

(1) 適正取引の確立と公契約運動による公正労働基準の確保

中小労働者の処遇改善、格差是正のためには、中小企業の収益改善が必要である。このため、「中小企業の公正取引の確立に向けた連合の取り組み」方針にもとづき、産別は、産業労使会議など様々な場を活用し、労使間の共通認識を深めるとともに、下請代金法等の関係法規の遵守と適正な取引関係の確立について徹底するための取り組みを行う。また、企業のCSRの確立の観点から労働組合としてチェックを行う。

また、公契約のもとで働く労働者の公正労働基準を確保するため、「公契約に関する連合見解と当面の取り組み」方針にもとづき、公契約基本法の制定をはじめ条例化など、関係産別、地方連合会と連携して取り組みを強化する。

(2) 全従業員対象に処遇改善の取り組み

パート労働者等をはじめとする非正規労働者の処遇改善を進めるとともに、正社員転換制度の導入等を積極的に推進する。同時に、パート労働者の均等・均衡待遇の確保に向け「パート労働者組織化・均等待遇アクションプラン」にもとづき取り組みを進める。

(3) 地域における格差是正の取り組み

地方ブロックに示された連合「賃金指標」と、地域ミニマム運動の集約結果（賃金水準）をもとに設定した「ミニマム水準」にもとづき格差是正、底上げのための運動を展開する。

(4) 男女間の賃金格差の是正

各単組の男女別賃金分布の実態把握と改善に向けた取り組み

- ①賃金データに基づいて男女別の賃金分布を把握し、問題点を点検、改善へ向けた取り組みを進める。
- ②賃金実態の把握が困難な場合には、賃金制度や人事評価制度の運用実態を把握する。
また、男女間の偏りがある場合は、その偏りの要因を分析し問題点を明らかにし、賃金制度・人事評価制度の公正・透明な運用を求める交渉に取り組む。
- ③生活関連手当の支給における「世帯主」要件の廃止に取り組む。
- ④男女間で業務の配分や仕事の与え方に偏りはないかを点検する。

7. ワークルールの取り組み

連合、産別、地方連合会が連携してワークルールの確立に取り組む。また、法令を守り、公正な働き方を実現する取り組みをすすめる。

(1) 労働関係法令の遵守の徹底

正規労働者はもとより、パート・有期契約・派遣・請負労働者等について、パート労働法、労働者派遣法（偽装請負の点検、雇用・労働条件の確保等）、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」をはじめとする労働関係法令の遵守を徹底する。

(2) 快適な職場づくり

労働災害のリスクを低減し、快適な職場づくりを推進するとともに、長時間・過重労働対策、パワーハラスメント対策なども含め安全配慮義務の履行に向けた取り組みを進める。

(3) 労働時間管理の徹底

出退勤時間管理の徹底等によって正確な労働時間を把握し、36協定を時間外労働の限度基準（1998年・労働省告示154号）に適合させる。同時に、その協定内容をチェックする。また、不払い残業の撲滅と、長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する医師による面接指導の実施など、労働時間管理の徹底をはかる。

(4) 管理監督者の取り扱いの適正化

労基法第41条の「管理監督者」の範囲を不適切に拡大し割増賃金の対象から除外しないよう、その取り扱いが法の趣旨に照らして適正か否か点検し、その範囲の適正化に取り組む。

(5) 65歳までの雇用確保

希望者全員が65歳までの雇用を確保するための取り組みを強化するとともに、賃金、労働時間、健康管理、作業環境の改善等、労働環境の整備について労使協議を積極的に行う。

(6) 改正均等法の定着と両立支援の促進

①改正均等法の定着・点検に取り組む。特に、女性労働者からの相談事例が多い次の2点の取り組みを強化する。

ア)改正均等法において禁止となった妊娠・出産を理由とする不利益取扱いについての点検を行い、協定の見直しを含め、解消にむけて取り組む。

イ)セクシュアル・ハラスメント防止措置の実効性を高めるため、方針や対策の実効性を点検し、必要な場合は見直しに取り組む。

②両立支援に向けた労使協議の推進に取り組む

ア)「育児休業後の働き方を見通すことができるような雇用環境整備」に向け、短時間勤務制度の充実や所定外労働の免除制度の導入に取り組む。

イ)「父親も子育てに係わることができる働き方の実現」に向け、労使協定で育児休業の対象外にできる労働者から、「配偶者が子を養育できる状態である労働者」の削除に取り組む。

(7) 裁判員休暇（有給）制度に関する労働協約の締結

労働時間中に、裁判員候補者として地方裁判所の呼び出しを受けた場合、および裁判員として地方裁判所に出席する場合は、全従業員を対象に有給扱い（特別休暇）とする労働協約の締結を進める。

(8) 労働法制にかかわる学習会を開く

8. 通年取り組みの強化

(1) 職場点検活動

労働時間管理、男女平等、安全衛生、非正規労働者のワークルールなど、それぞれの組織実態にあった職場点検活動を進める。中小の職場を中心に、1月～2月を職場点検活動月間と位置づけて運動を進める。

(2) 労働相談の実施

労働相談は通年的に行うこととするが、今次闘争では2月を集中月間として取り組む。

(3) 不払い残業撲滅の取り組み

労働時間に関する正確な把握方法などについて協定化するとともに、労働時間管理の徹底と不払い残業撲滅に向けた運動についても、通年闘争としても取り組む。

(4) 中期時短方針にもとづく取り組み

ワーク・ライフ・バランスの実現と組合員がゆとり・豊かさを実感できる働き方をめざし、中期時短方針にもとづく労働時間短縮の取り組みを進める。

IV. 政策制度の要求と実現に向けた取り組み

世界的な金融危機による実体経済への深刻な影響を防止すべく金融対策、景気対策、格差是正、地域の雇用創出・安定化等に向け、政府予算案の重点配分を求めるとともに、以下の政策・制度課題の実現をはかる。

1. 景気・消費回復、生活防衛のための総合経済対策の効果的な実施

- (1) 税制改革（所得再分配機能の強化、所得税減税等）
- (2) 地域・中小企業活性化対策（貸し渋り・貸し剥がし対策の強化、地域力再生機構法案、信用保証制度の抜本的拡充と適正な制度運営等）
- (3) 物価対策（揮発油税等の暫定税率の凍結・廃止等）
- (4) 公正な企業間取引の実現（独占禁止法改正等）

2. 雇用・労働分野におけるセーフティネットの整備

- (1) 「日雇い派遣」の禁止など労働者保護の視点での派遣法改正
- (2) 時間外労働の割増率の引き上げ（労働基準法改正）
- (3) 障がい者の適切な処遇改善等に向けた障害者雇用促進法改正
- (4) 非正規労働者の雇用確保・安定化の推進（雇用保険法改正等）

3. ワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) 「両立支援法」の実現をめざした育児・介護休業法の改正

4. 信頼と安心の社会保障制度の構築

- (1) 社会保障制度の機能強化（社会保険の適用拡大、就労支援給付制度の創設）
- (2) 年金・医療制度改革、介護報酬の引き上げ

5. 公務員制度・公務労使関係の抜本改革と労働基本権の確立

6. 上記項目について、連合と連携した取り組みを行うとともに、独自要請を行う

V. 闘いの進め方

1. 要求書の提出と回答ゾーンの設定

- (1) 要求書の提出
原則として09年2月末までとする。
- (2) 回答引き出し日のゾーン設定
連合中央闘争委員会での協議をうけ設定する。
- (3) 中小共闘センター、パート共闘会議の設置
それぞれ立ち上げ、方針を検討・確認・設定する。

2. 府民等世論への訴え等と結集力を高める取り組み

- (1) 1月末～2月上旬に全地域(地区)で一斉街頭行動を実施し、地域での盛り上げを図る。
- (2) ヤマ場での結集と盛り上げを図るため、3月6日(金)・扇町公園で総がかりで取り組むアピール行動を実施する(別紙参照)。
- (3) 中小共闘センター「中小解決促進集会」を、4月の「連合大阪の日」に開催し、地域ミニマム、妥結ミニマムの周知と未解決組合の解決促進に取り組む。
- (4) 4つの部門別連絡会については、本部に設置される共闘連絡会議(仮称)との連携を図りつつ、情報交換会議や学習会、要請行動等に取り組む。
- (5) 賃上げ・雇用等の交渉強化に向けて、事例・マニュアルを盛り込んだ「春季生活闘争資料集」を作成する(HP上に掲載予定)。
- (6) 「出かける事務局」を実施(1月～3月)により、構成組織との連携をより強化する。
- (7) 2月に労働相談活動、3月には外国人相談等を行う。
- (8) 適宜、連合大阪としての独自調査を実施する。

3. その他

- (1) 関西経営者協会等の経営者団体への要請行動を実施する。

以 上

連合大阪 2009 春季生活闘争方針（その2）について

連合は、第1回中央闘争委員会(2008.12.24)で、09 春季生活闘争の今後の進めかたについて確認を行った。連合の確認事項(後掲)と連携するとともに連合大阪闘争方針(その1)の具体化にむけ以下の通り方針(その2)を提起する(罫線囲み部分は本部方針と共通)。

1. 中小・地場組合の取り組み(再掲)

(1) 賃金水準改善のための水準値

賃金水準の回復と底上げには、上げ幅だけではなく高さで測る実態賃金的水準を引き上げることが重要である。組合員の賃金水準の低下を防ぎ改善をめざす取り組みとして、到達すべき(しているべき)水準値を参考指標とし設定する。

加えて、地域におけるミニマム水準(地域ミニマム賃金)は、地方連合会が設定する。

①到達すべき水準値(参考)

25歳	185,000円	(5,000円)	} 1年1歳間差
30歳	210,000円	(6,000円)	
35歳	240,000円	(5,000円)	
40歳	265,000円		

②産別や地方連合会方針、地域の賃金水準などを踏まえ、各単組における賃金分析結果に生活維持分(物価上昇分)を加え、それぞれが、あるべき単組の賃金水準の目標を設定する。

(2) 賃金引上げ要求目安

賃金カーブ維持分に加え、物価上昇をベースアップに含めた生活維持分の確保に重点を置いた要求目安とする。

また、三段積み上げ方式とし、賃金改善分を二段目および三段目とする。

①賃金カーブの算定が可能な組合

1 段目 … 賃金カーブ維持分 — 単組賃金分析結果より算出

2 段目 … ベースアップ分 —— 物価上昇見合い分

3 段目 … 格差是正分 ———— 経済成長分や産別・地方連合会等の方針を踏まえ、単組の事情により設定する。

②賃金カーブの算定が困難な組合

9,000円以上とする。

なお、賃金カーブ維持分4,500円を含む。

(3) 当面の闘いの進め方

①連合大阪中小支援委員会・中小共闘センターの設置

通年で設置している中小支援委員会を春季生活闘争時期は、中小共闘センターとしての役割・機能を担い、情報交換および交渉等の解決促進支援を行う。

(ア) 中小支援委員会の開催

日 時：2009年3月3日(火) 15:30～

場 所：連合大阪 中会議室

内 容：①各構成組織の春季生活闘争状況の情報交換
09 春闘の状況を鑑み、中小支援委員会として、連合大阪執行委員会へ春闘の補強方針の提起を検討する。

(イ) 中小ニュースの配布

(ウ) 連合近畿ブロック「中小労働運動交流集会」

日 時：2009 年 1 月 30 日(金) 13:00 ～31 日(土) 11:30

場 所：ホテルコムズ大津（集合・宿泊）、琵琶湖ホテル（集会）

見 学：三菱重工 栗東本工場

内 容：①09 年中小共闘方針

②地域ミニマム運動の取り組み

③中小企業の公正取引の確立に向けた取り組み

④公契約における公正労働基準確保の取り組み

⑤意見交換会

対 象：構成組織役員、中小労組役員、地協役員、中小労働運動担当者

要 請：中小支援委員会構成組織は 1 名以上の参加をお願いします。

参加費：5,000 円/人（宿泊・懇親会費） 宿泊・懇親会に参加しない方は無料

集 約：2009 年 1 月 20 日(火)までに、連合大阪にて集約

2. 「2009 連合大阪地域ミニマム運動」について

(1) 地域ミニマム運動とは

地域ミニマム運動は、組合員一人ひとりの月例賃金調査(300 人未満の中小組合を対象)から、生活できる最低賃金額を地域ごとに設定し「これ以下の賃金水準の労働者を無くす」ことを目的に、連合全体で春季生活闘争と一体となって取り組む運動である。

(2) 2009 年度の「連合大阪地域ミニマム額」の設定

大阪における 2009 年度の「ミニマム額」については、下記のとおりとする。

年齢	2009 年度ミニマム設定額 (時間給換算： 所定内実労働時間=166H)	全産業・特性値（3次回帰）		
		第 1 十分位	第 1 四分位	中 位
18 歳	157,000 円 (946 円)	150,500 円	153,400 円	156,500 円
20 歳	162,000 円 (976 円)	155,900 円	164,800 円	170,400 円
25 歳	185,000 円 (1,114 円)	181,300 円	192,000 円	204,700 円
30 歳	210,000 円 (1,265 円)	200,100 円	217,000 円	237,500 円
35 歳	240,000 円 (1,446 円)	216,200 円	239,800 円	268,900 円
40 歳	265,000 円 (1,596 円)	229,600 円	260,300 円	296,000 円
45 歳	280,000 円 (1,687 円)	240,500 円	278,100 円	320,500 円
50 歳	290,000 円 (1,747 円)	249,000 円	293,300 円	341,000 円

55 歳	300,000 円 (1,807 円)	255,000 円	305,700 円	356,900 円
------	---------------------	-----------	-----------	-----------

(参考)

年齢	全産業・男女計 (人数)	ミニマム設定額	ミニマム額未満：該当者数	未達成者率
18 歳	133 人	157,000 円	150,000 円未満：5 人	3.76%
20 歳	169 人	162,000 円	160,000 円未満：15 人	8.88%
25 歳	432 人	185,000 円	180,000 円未満：36 人	8.33%
30 歳	516 人	210,000 円	210,000 円未満：113 人	21.90%
35 歳	703 人	240,000 円	240,000 円未満：161 人	22.90%
40 歳	534 人	265,000 円	260,000 円未満：129 人	24.16%
45 歳	312 人	280,000 円	280,000 円未満：97 人	31.09%
50 歳	220 人	290,000 円	290,000 円未満：52 人	23.64%
55 歳	273 人	300,000 円	300,000 円未満：53 人	19.41%

(3) ミニマム設定額の根拠

- ①賃金全数調査集計：13 構成組織、16,598 人(昨年は、12 構成組織、14,196 人)のデータに基づいて計算
- ②年齢を 18・20・25・30・35・40・45・50・55 歳の 9 つの年齢ポイント毎に設定する。
- ③2008 年の賃金全数調査結果の「製造業・男女」(13,599 人)の第 1 十分位の特性値を基準にミニマム額の設定を試みた。
- ④また、連合の 2009 春季生活闘争方針において、格差是正のための到達すべき賃金水準目標値が「25 歳 185,000 円、30 歳 210,000 円、35 歳 240,000 円、40 歳 265,000 円(※)」ということも考慮し、「連合大阪 2009 地域ミニマム額」を上記の通り設定する。
 <※240,000 円以上：地方連合会が集約した地域ミニマム運動の個別賃金データ(年齢ポイント別に集計)および連合主要組合の賃金調査、厚生労働省の賃金構造基本統計調査(10 人～99 人規模・全産業・男女計・35 歳勤続 5 年)の各指標の「平均値」を参考に設定>

(4) 2009 春季生活闘争における取り組みについて

- ①法定最賃の周知・徹底とともに、最賃の今年度の引き上げにむけた賃金カーブの整備を促進し、「地域ミニマム運動」を発展させる。
- ②大手企業と中小企業の間には歴然とした格差があり、その格差はなかなか縮まらない傾向にある。このことを社会的にアピールし、中小企業の経営者はもとより経営者団体に理解を求め、中小企業の不合理な賃金格差の是正を求めていく。
 特に 2009 地域ミニマム額に達成しない該当者数の減少に向け、取り組みを強化する。
- ③賃金全数調査にご協力をいただいた加盟組合に対しては、「賃金プロット図」などの調査結果資料を還元し、存在する「賃金カーブ」を割り出し、賃金制度を確立、そして賃金闘争の活性化を図る。

(5) 具体的取り組み

- ①「連合大阪の日街頭行動（なんば駅前）」などで、「2009 地域ミニマム(額)」の宣伝活動を行う。
- ②関西経営者協会や中小企業団体中央会など、経営者団体に対して、要請・申し入れ行動を展開し、会員企業への周知徹底を求める。
- ③広報関係
 - (ア)連合大阪が発行するマンスリーやカベ新聞、また連合大阪ホームページに地域ミニマム運動の解説記事を掲載し、中小組合・無所属組合・未組織労働者に広く周知する。
 - (イ)マスコミ発表を行う（1月16日）

<参考>

【分位数について】

労働者を賃金の低い者から高い者へと並べて等分し、低い方から第何番目の節に位置するかを示す値。

第1十分位数：全体を十等分し、低い方から1/10にあたる人の賃金

第1四分位数：全体を四等分し、低い方から1/4にあたる人の賃金

中位数：全体のちょうど真ん中にあたる人の賃金(5人なら3番目の人、6人なら3番目の人と4番目の人を足して2で割ったものになる)

3. パートタイム労働者等非正規労働者の処遇改善にむけた取り組み

(1)「非正規労働者の処遇改善のための社会的キャンペーン月間」(2009/2/10～3/7)の取り組み

①街頭宣伝などキャンペーン行動

日時：2009年2月2日(月)～2月7日(土)

場所：各地区協議会で1カ所(主要ターミナル等)

配布物：連合本部製作のビラ・ティッシュ

内容：「雇用と住居の緊急相談」の取り組み内容となんでも相談ダイヤルの周知他

②全国一斉相談ダイヤルと連動した連合大阪相談の取り組み

(ア)全国一斉相談ダイヤル

日時：2009年2月14日(土)～16日(月) 10:00～19:00

場所：連合大阪相談センター・連合大阪事務所

内容：「雇用と住居の緊急相談」他

(イ)外国人労働相談

日時：2009年3月27日(金)～29日(日) 10:00～19:00

場所：連合大阪相談センター・連合大阪事務所

③非正規労働者の処遇改善のための要請行動

日時：非正規労働者の社会的キャンペーン期間中(調整中)

要請先：大阪労働局、大阪府、経営者団体

内容：非正規労働者の処遇改善のための要請

(2)連合大阪パート・最賃委員会での取り組み

①パート共闘会議

春季生活闘争時期においては、「連合大阪パート・最賃委員会」が実質的に「連合大阪パート共闘会議」としての任を担いパート労働者等の処遇改善や組織化に取り組むこととする。しかし、同委員会の構成組織以外からも、本部パート共闘会議のエントリー基準〔(ア)対象となる労働者を組織していること、(イ)今後、組織化に取り組むことを方針化している組織、および、(ウ)対象労働者の労働条件の改善等を労使交渉の対象としていること〕を満たす組織のエントリーを受け「連合大阪パート共闘会議」を設置する。

②第3回パート・最賃委員会／第1回パート共闘会議の開催

日 時：2009年1月21日(水) 10:00～12:00

場 所：連合大阪 大会議室

内 容：(ア)均等・均衡待遇の実現にむけた取り組みの内容について

(イ)時間給の改善目安等、春季生活闘争の取り組みについて

(ウ)「パート労働者の組織化にむけたアクションプラン中間報告」に基づく取り組みについて

(エ)最低賃金の取り組み(08年度改定取り組み報告、法順守の徹底、09年度改定に向けた労働局への要請行動 など)

(3)パート集会「均等ウェーブ」への参加

連合大阪も参画する「均等待遇アクション21大阪実行委員会」の「均等ウェーブ」への参加

4. 男女賃金格差是正、均等待遇の取り組み

(1)「男女の賃金格差点検マニュアル」の活用

連合大阪が作成し、周知している「男女の賃金格差是正点検マニュアル」を活用し、制度・運用上の取り扱いによる男女の賃金格差はないか？基準が不利ではないか？などの点検活動を実施する。「マニュアル」については、全組合・組合員に対して、かべ新聞・マンスリー・春闘資料集等を通じ周知・活用を促す。

(2)3・8国際女性デー全国統一街頭行動の実施

国際女性デー(3月8日)は、女性たちが尊厳ある働きを求めて行動をおこす日と位置づけられている。連合大阪春季生活闘争に連動させて全国統一行動のこの取り組みを実施する。

①日 時：2009年3月6日(金) 17:00～ (終了次第、春闘決起集会へ)

場 所：地下鉄／京阪「天満橋」駅前

テーマ：職場の状況報告、国際女性デーの意義

3.8国際女性デーのバラの配布を行う

弁 士：連合女性委員会委員を中心に女性組合員

5. 2009年第1回出かける事務局の実施について

実施時期：2009年1月13日(火) ～ 1月30日(金)

内 容：(1)2009年春季生活闘争における各構成組織の取り組みについて
(2)その他

各担当から日程の調整を行わせていただきますので、よろしくお願いたします。

(参考) 出かける事務局の担当

山本：交通労連、ゴム連合、全国一般、全国ユニオン
久保：JAM、政労連、建設連合
松井：自動車総連、NHK 労連、国公総連
椎原：自治労、全電線、JR 総連、全自交労連
北森：電力総連、日教組、税関労組
平田：フード連合、JP、全労金
坂本眞：UI ゼンセン同盟、情報労連、海員組合
坂：JEC 連合、JR 連合、全造幣
香川：基幹労連、紙パ連合、自運労
多賀：都市交、運輸労連、港運同盟
高瀬：電機連合、全水道
井尻：サービス・流通連合、新運転
竹尾：化学総連、サービス連合
永野：国税労組、航空連合
高原：私鉄総連、印刷労連
島本：労済労連、地方ユニオン
岩崎：全銀連合、全映演
橋本：森林労連、セラミックス連合